

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25360053

研究課題名(和文) 戦後ドイツ社会国家におけるセクシュアリティの統制と解放

研究課題名(英文) Control and Emancipation of Sexuality in the German Social State after the Second World War

研究代表者

水戸部 由枝 (Mitobe, Yoshie)

明治大学・政治経済学部・准教授

研究者番号：20398902

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツは終戦直後から50年代にかけて、近代家族の再建と性や身体の管理による国の立て直しを図った。しかし60年代半ばになると、西ドイツ社会国家は、私的領域への国家介入に抵抗し、非標準的家族の承認、セクシュアリティや身体に関する自己決定権を求める若者たちに対して、有効な政策を打ち出せなくなる。なぜ国家の理念と現実の間でギャップが生じたのか。そのメカニズム、さらには個人・家族・社会・国家の関係性をセクシュアリティの観点から考察することが、本研究の目的である。

研究成果の概要(英文)：During the late 1940's and 1950's Germany strived for state restoration through the reconstruction of the modern family, which effectively meant control over sexual behavior. However after the mid-1960's, West Germany's social state could not enforce an effective policy to control adolescents, who opposed state intervention into the private sphere and demanded approval for their modern lifestyles and rights to sexual and reproductive self-determination. This study discusses the mechanisms that led to a drift between the ideal of the state and reality, with particular focus on the relationships between individuals, family, society and the state, focussing on their different perspectives of sexuality.

研究分野：ドイツ近現代史

キーワード：戦後ドイツ 社会国家 セクシュアリティ 家族 性病 妊娠中絶 ケーテ・シュトローベル ハンス・ギーゼ

1. 研究開始当初の背景

1970年代以降、とりわけ21世紀に入り、先進諸国においては単身世帯、母子世帯・父子世帯、パートナーシップ(異性・同性を問わない同棲関係)、複数の他人との共同生活など非標準的家族が増加傾向にある。2012年現在、たとえば2030年の日本の単身世帯率は37.4%、生涯未婚率は男性29.5%・女性22.6%に達すると予測され、ライフコースと家族スタイルは明らかに変容しつつある。

そこで本研究では、戦後ドイツ、主に終戦直後から1970年代にかけての西ドイツ社会国家(Sozialstaat)を例に、性行動・性意識の変化、さらには非標準的家族が広がっていくプロセスを明らかにしていきたい。

さて本研究においてドイツを事例とする理由は以下の点にある。第二次世界大戦の敗戦国ドイツは、離婚の急増、男性不足による婚姻率の低下、父親が母親または両親のいない家庭や占領軍兵士との子どもを抱える母子家庭といった非標準的家族の増加、占領軍兵士とドイツ人女性の関係(強姦被害者、慰安婦、恋人、妻)、売買春の広がり、性病の蔓延といった問題に直面する。それゆえ公権力側の当面の最重要課題は、核家族、性別役割分業の推奨、男性単独稼働者モデルを特徴とする近代家族の再建と個人のセクシュアリティや身体の統制によって、これら諸問題を解決することであった。

実際、ドイツ当局は占領諸国と協力しながらこれらの問題に取り組み、また、50年代に西ドイツ政府は、キリスト教的な性道徳にもとづきセクシュアリティを法的に厳しく管理することで、家族の再建をある程度成し遂げる。しかし60年代半ば以降、私的領域への過剰な国家介入に若者たちが反発し、もはや法、性道徳、イデオロギーによってでは、若者たちが求めるセクシュアリティの解放を阻止できなくなった。公権力側は60年代末から70年代にかけて妊娠中絶や同性愛関係の合法化や現実に即した形での性教育・啓蒙活動の必要に迫られる。しかし結局西ドイツ社会国家は、家族スタイルや性規範の多様化に十分対応できるような有効な政策を打ち出せず、動揺した状態でドイツ統一を迎える。

このようにセクシュアリティが法制度や政策、伝統的な性道徳・家族規範・ジェンダー秩序を通じては管理されえなくなったこと、そして非標準的家族が広がったことは、ドイツで社会保障制度が開始する1880年代以降機能してきた社会国家システム(国が国民に権利を保障すると同時に私的領域への介入を拡大・強化すること)の限界の表れであり、今後は非標準的家族をも支柱とする新たなシステムへの転換が必要であるといえよう。ドイツにおけるこの一連のプロセスを解明することは、日本における非標準的家族の広がりについて考えるうえで、重要な指針となるだろう。

そこで本研究では、以下のような問題を設定することにより、非標準的家族が広がった理由について検討したい。ドイツはどのような方法で近代家族の再建を実現しようとしたのか、近代家族スタイルから逸脱した家族スタイルおよびライフコースの変化は、いつごろからどのような形で生じたのか、それに対して国家や専門家集団はどのように対応したのか、社会国家システムの支柱をなす近代家族の重要なファクターであるセクシュアリティをめぐる、どのような論争が繰り広げられたのか。それにより、どういった変化が生じたのか。

2. 研究の目的

1871年のドイツ統一以降、セクシュアリティに関する主な論争はドイツ女性運動と連動して行われてきた。社会国家が生成・発展するヴィルヘルム期(1890-1914年)においては、第一波女性運動を背景に、セクシュアリティに関する事柄は議論されるにとどまる。しかし1960-70年代になると、セクシュアリティに関する議論は自己決定、私的領域における権力の問題と密接に関連しつつ深化・具体化し、結果として実践的な運動や法改正が実現した。その例として、西ドイツでの1976年の妊娠中絶の合法化(東ドイツでは1972年)、非標準的家族スタイルの実践があげられよう。では国家は、セクシュアリティの解放や非標準的家族の広がりを抑えるために、どのように若者世代に伝統的な性道徳を教育し、また社会保障・家族政策において、いかなる根拠・基準をもって非標準的家族と近代家族を区別したのか。これらについて、本研究ではセクシュアリティが厳しく統制された復興期とセクシュアリティの解放が進む1960-70年代を中心に、二つのサブテーマのもと考察していく。

(1)「戦後復興期のドイツにおける近代家族の再建とセクシュアリティの統制」「占領軍兵士とドイツ人女性」の問題解決への取り組み」

国家や専門家は、終戦直後に生じた占領軍兵士と関係を持った女性たちをどのように問題化し、その解決のためにどういった政策や制度を考案し、実践したのか。近代家族の再建とその維持を目的とする国や専門家集団の活動内容、非標準的家族に対する政府と社会の対応、個人のセクシュアリティと家族への国家介入(管理・統制)の方法について、東西ドイツの比較を試みながら明らかにする。

(2)「西ドイツ社会国家にみるライフコース・家族・性道徳の変容」

1960年代初頭からのセクシュアリティの解放(性道徳の変化、婚姻関係以外のオルタナティブな男女関係、避妊・妊娠中絶の広がり)、ライフコースの変化と非標準的家族の

広がり（婚姻率・出生率の低下、離婚率・婚外子数・単身世帯率の上昇、女性の就業率・大学進学率の上昇）に対処するために、国や民間組織がおこなった活動の内容とは何か。ここでは、国家が理想とする家族規範・性道徳に対する若者たちの抵抗、若者たちが求めるセクシュアリティの解放に対する公権力側の対応、セクシュアリティと身体に関する権利の拡大と新しい性道徳の広がりについて明らかにする。

これらのことから、どのようなメカニズムのもとで国家の理念と現実の間にギャップが生じるのか、戦後西ドイツにおいて、セクシュアリティをめぐる個人・家族・社会・国家の関係性はどのように考えられてきたのかについて考察することが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 「戦後復興期のドイツにおける近代家族の再建とセクシュアリティの統制」

1950年代から70年代半ばの西ドイツで展開された「セクシュアリティの統制と解放をめぐる論争」とそれへの国家のかかわりについて考察する。具体的には、終戦直後からドイツ再統一までのライフコースの変容を、ドイツ連邦統計局発行の『統計年報(1952-1990年)』とライフコース研究の第一人者であるイェール大学教授 K.U.マイヤーの諸研究にもとづきながら明らかにする。そしてそれらのデータの結果と、若者たちの性意識・性行動調査とを照合することで、彼らの結婚・家族・性道徳に関する見解の推移を明確化する。その際に利用する史料は、ハンブルク大学 H.ギーゼ教授の社会調査、『性科学研究論集 (*Beiträge zur Sexualforschung*)』、アレンスパッハ研究所の『世論調査報告書(1947-83年)』である。

こうした若者たちの性道徳観に対して公権力側はどのような対応にせまられたのか。ここでは3つの角度から考察する。第一に、『性の図解書 (*Sexualkunde-Atlas, 1969*)』を出版し、セクシュアリティに関する知識を広め、若者たちにセクシュアリティの解放に伴う責任についての教育を試みたドイツ社会民主党の元家族省大臣 K.シュトロベール、第二に、『性の図解書』を痛烈に批判し、伝統的な性道徳により非標準的家族の広がりを徹底的に阻止しようとした、キリスト教民主同盟・社会同盟の元家族省大臣 A.ブラウクジーベ、第三に、公権力側の協力を得ながら活動を続けている、ハンブルク大学 H.ハルムゼン教授が設立した組織「プロ・ファミリア (Pro Familia)」を取りあげる。これらのことからでは、プロ・ファミリア関連文献 (*Schutz des ungeborenen Lebens* など)、第1~4次家族報告書(1968-86年)、婚姻法・家族法の内容を確認しながら、公権力側にも伝統的な性道徳を支持しない動きがみられたことを明らかにする。主な史料は、ドイ

ツ連邦公文書館(コブレンツ)が所蔵する B142:連邦保健省、B153:連邦家庭青少年省、B189:連邦青少年家庭保健省関連史料、B310:連邦保険教育センター(『性の図解書』関連他)、N1134:ハンス・ギーゼ遺稿、N1336:ハンス・ハルムゼン遺稿(「プロ・ファミリア」関連他)である。

(2) 「西ドイツ社会国家にみるライフコース・家族・性道徳の変容」

終戦直後から1949年の西ドイツ建国にかけて性道徳は大きくゆらぎ、また非標準的家族が多く存在していた。こうした事態に対して国家はといえば、セクシュアリティに関する事柄を厳しく監視・管理することを通じて、これまで市民社会の基盤をなしてきた近代家族の再建に取り組みむとともに、近代家族スタイルにもとづく政策による社会国家の立て直しを図った。その際、占領軍兵士による強姦被害の結果生じた母子家庭は、近代家族から逸脱した存在としてみなされた。また、占領軍兵士の慰安婦たちは、一般のドイツ人女性を守るために欠かせない存在と考えられた一方、性病の蔓延、性的墮落による社会秩序のゆらぎ、人種主義(例えばアフリカ系アメリカ人とドイツ人女性の関係)を理由に厳しく管理された。

本サブテーマに関しては、占領軍兵士とドイツ人女性たちの問題へのドイツ当局の取り組みについて明らかにし、この時の対応がその後東西ドイツにもたらした影響についても考究する。具体的に検討するのは、以下2点である。強姦の定義と強姦が含む意味(性差別、人種差別、反共産主義)、強姦の被害状況と強姦被害にあった当事者の精神的・身体的被害状況、被害者と加害者に対する国家の対応について。占領軍兵士と関係をもった女性たちが社会国家に包摂あるいは排除されるプロセスについて。50年代の西ドイツは、占領軍兵士と関係をもった女性たちを対象にどのような社会保障を行なったのか、夫や父親が戦死した母子家庭と夫婦と子どもがいる家庭とでは、保障の程度はどれほど異なったのかについて調査する。

なお事例研究として、旧西ドイツ側では、アメリカ占領軍総司令部が設置されたバーデン=ヴュルテンベルク州のハイデルベルクとマンハイム(カールスルーエ州立文書館・ハイデルベルク市立文書館にて史料収集、以下同様)、1952年以降世界最大規模のアメリカ軍基地が存在するラインラント=プファルツ州カイザースラウテルン(カイザースラウテルン市立文書館:売買春、飲食店・風俗店関連史料)、東ドイツ側では、ベルリン(ドイツ連邦公文書館・ベルリン州立文書館)とソ連占領地域であったザクセン州ドレスデン(ドレスデン連邦軍軍事史博物館、ドレスデン衛生博物館、ザクセン州立図書館)を取り上げ、各公文書館では性病対策に関する史料を中心に収集する。

4. 研究成果

(1)「1950-60年代の西ドイツにみる「新しい性道徳」 性科学者ハンス・ギーゼの性道徳観と「大学生の性行動」調査」

戦後西ドイツで活躍した性科学者ハンス・ギーゼの研究活動を焦点に据えながら、1950年代から学生運動期にかけての西ドイツ社会における「新しい性道徳」の広がりについて考察した。ギーゼは戦後の性科学研究の先駆者として「新しい性道徳」を発信し、社会規範のあり方を問い続けてきた。とりわけ彼が実施した「大学生の性行動調査」は、ドイツの若者たちの性意識・性行動がすでに伝統的な性規範と乖離している実態をあらわにし、このことは若者の性に関する社会認識を変革する一つの契機となる。

本稿ではギーゼの思想と活動を通じて、性科学にみるナチ期との連続性と非連続性、ギーゼの性道徳観、1968年に彼が実施した「大学生の性行動調査」にみる若者の性道徳、学生運動が掲げた「性革命」との連続性・非連続性について考究し、その上で1950-60年代に若者たちの性意識・性行動と伝統的な性規範とが乖離しはじめ、すでに学生運動以前に多くの若者の間でこの「新しい性道徳」が受容されていたことを明らかにした。

(2)「1960-70年代、性規範の多様化に揺らぐ西ドイツ社会 『性の図解書』論争にみる公権力側の対応」

本稿では、以下3点について明らかにした。『統計年報』と『世論調査報告書』にもとづき、60年代前半からの婚姻数の減少・離婚数の急増・出生数と一世帯あたりの子どもの数の減少と、60年代半ば以降の婚外子数の増加、そして70年代半ば以降の平均初婚年齢・平均初産年齢の上昇と男女平等意識の高まりを確認し、産児制限に関するアレンスバッハの世論調査の結果と、ギーゼの研究、とりわけ「大学生の性行動」調査を通じて、60年代半ば頃から10代後半を含める若者たちの間で売買春と同性愛が容認され、ピルをはじめとする避妊や婚前交渉など「新しい性道徳」が広がったこと、1969年に保健省が発行した性教育本『性の図解書』をめぐる議論から、個人の権利を保障するとともに法や制度を通じて私的領域を管理しようとする国や州の「新しい性道徳」への対応について考察し、公権力側にも伝統的な性道徳にとらわれない、現実に即した性教育のあり方を模索する動きが始まったことを明らかにした。そして、西ドイツ社会国家が揺らいだ主要因の一つは、共通の性教育方針を見いだせず、「新しい性道徳」の広がりには十分対応できる政策を打ち出せなかったことにあると結論づけた。

(3)「歴史学とセクシュアリティ ダグマー・ヘルツォーク『セックスとナチズムの記

憶』をめぐる」

この矢野久氏との共著書評論文では、前半では、本書の内容と3人の訳者の研究内容を紹介し、後半では、セクシュアリティの角度から過去を解釈し、第三帝国から現在までの東西ドイツのセクシュアリティをめぐる論争を通史化した点を高く評価しつつも、イメージと現実の混同、事実認識の根拠(統計的数値・政策)の曖昧性、社会階層・ミリュー・世代の問題への配慮のなさ、といった問題点を指摘した。さらに、一次資料にもとづく実証研究と言説分析の両立、セクシュアリティ史研究の方法論的な問題点、セクシュアリティ史の東西ドイツ比較研究の可能性など、今後のセクシュアリティ史研究の課題と展望についても論じた。

(4)「戦後西ドイツの家族計画 ハンス・ハルムゼン「プロ・ファミリア」を例に」(仮題)

産児制限を推進する組織「プロ・ファミリア」と同組織の創設者ハンス・ハルムゼンの活動内容について調査した。その際、同組織とマーガレット・サンガーの「国際家族計画連盟」との関係性と、ハルムゼンがナチ時代に障害者の断種に積極的にかかわっていた社会衛生学者・人口学者であることに言及し、戦前の優生思想と戦後の産児制限をめぐる議論との連続性・断絶性、また性・結婚相談所を通じた「プロ・ファミリア」の活動と公権力側との接点を明らかにすることに務めた。現在、論文にまとめている。

(5)「戦後復興期のドイツにおける近代家族の再建とセクシュアリティの統制 「占領軍兵士とドイツ人女性」を中心に」(仮題)

ドイツ当局や専門家が占領国側の強い要請に従い、近代家族の再建と「占領軍兵士とドイツ人女性」の問題解決を目的として、最初に取り組んだ重要課題の一つは、占領軍兵士およびドイツ人の中での性病感染を徹底的に阻止することであった。彼らは性病感染の実態調査、医療施設の確保、猥褻行為や売買春を厳格に取り締まる一方、妊娠中絶を事実上合法とすることで強姦や貧困などの問題を解決しようとした。東側に関しては、強姦被害は西側よりも深刻であったにもかかわらずソ連占領地域のドイツ当局と後の東ドイツ国家は、性病蔓延以外の問題に真剣に取り組もうとしなかった。

本研究では、その理由について、さらにこうした国家の対応と50年代以降の東ドイツ国家の家族のあり方や性道徳との関連性について調査した。現在、論文にまとめている。

なお今後の展望については、ドイツ再統一(1990年)までの東西ドイツ比較研究を考えている。独裁政治・相互監視社会におけるセクシュアリティの管理・監視体制の実情とその限界、さらにセクシュアリティをめぐる個

人・中間組織・国家の関係性、いわば東ドイツの社会国家性について明らかにする。また同じ分析視角での日独比較研究の可能性についても検討している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

(1) 矢野久・水戸部由枝「歴史学とセクシュアリティ ダグマー・ヘルツォーク『セックスとナチズムの記憶』をめぐって」『三田学会雑誌』108 巻第1号, 2015年, 247-262頁。査読あり

(2) 水戸部由枝「1950-60年代の西ドイツにみる「新しい性道徳」 性科学者ハンス・ギーゼの性道徳観と「大学生の性行動」調査」『政経論叢』第83/3・4号, 2014年, 379-409頁。査読なし

〔学会発表〕(計6件)

(1) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2016年4月21日

場所: Tage der Angewandten Linguistik, ヴロツワフ大学(ポーランド)

タイトル: Sexualität und Politik. Die Einflußnahme der westdeutschen Regierung auf die sexuelle Erziehung und die Sexualmoral zwischen 1960er und 70er Jahren am Beispiel des "Sexualkunde-Atlas"

言語: ドイツ語

(2) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2016年3月2日

場所: Historiker Kolloquium, ミュンヘン連邦軍大学(ドイツ)

タイトル: Auseinandersetzungen über die Prostitution und das Reglementierungssystem im wilhelminischen Deutschland am Beispiel des badischen Landtags

言語: ドイツ語

(3) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2014年12月14日

場所: 第11回ジェンダー史学会年次大会, 横浜国立大学

タイトル: 「性規範の多様化に揺らぐ西ドイツ社会 『性の図解書』論争にみる公権力側の焦り」

(4) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2014年11月26日

場所: 慶應義塾経済学会コンファレンス「歴史認識の現在 理論と実証」, 熱海「ニューアカオ」会議室

タイトル: 「歴史学とセクシュアリティ ダグマー・ヘルツォーク『セックスとナチズムの記憶』をめぐって」

(5) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2013年6月29日

場所: 歴史学研究会現代史部会書評会, 明治大学

タイトル: 「越境する女性運動」(油井大三郎編『越境する1960年代: 米国・日本・西欧の国際比較』)

(6) 発表者: 水戸部由枝

日時: 2013年6月22日

場所: 2013年度第29回日本ドイツ学会「フォーラム」コメント, お茶の水女子大学

タイトル: 「台所は誰のものか? 『ナチスのキッチン』が切り拓く地平」

〔図書〕(計5件)

(1) 水戸部由枝「第2章 ナショナリズムから戦争へ」田野大輔・柳原伸洋編『教養のドイツ現代史』ミネルヴァ書房, 2016年, 37-56頁。査読なし

(2) 水戸部由枝「1960-70年代、性規範の多様化に揺らぐ西ドイツ社会 『性の図解書』論争にみる公権力側の対応」辻英史・川越修編『歴史のなかの社会国家』山川出版社, 2016年, 249-280頁。査読なし

(3) 水戸部由枝「社会史理解の共通点と相違点: コメント1」「中間組織の社会史: コメント1」「いまなぜメゾ社会史か: コメント1」川越修・矢野久『明日に架ける歴史学 メゾ社会史のための対話』ナカニシヤ出版, 2016年, 37-43, 197-202, 253-259頁。査読なし

(4) 水戸部由枝訳「第3章 取引としての性」レギーナ・ミュールホイザー(姫岡とし子監訳)『戦場の性 独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』岩波書店, 2015年, 103-143, 注12-24頁。

(5) 水戸部由枝「政治と歴史」牛山久仁彦・外山公美編『国家と社会の政治・行政学』芦書房, 2013年, 11-37頁。査読なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水戸部 由枝 (MITOBE YOSHIE)

明治大学・政治経済学部・准教授

研究者番号: 20398902